

公益財団法人鎌倉風致保存会

令和4年度（2022年度）事業計画

1 事業活動方針

令和4年度も、鎌倉市の自然の風光と豊かな文化財を広く後世に伝えるため、公益3事業（緑地保全事業、建造物等保全事業及び普及啓発事業）を行います。

令和元年房総半島台風（9月8日～9日）により、甚大な被害を受けた十二所果樹園は東西を結ぶ連絡通路が通行禁止の状態となっています。この連絡通路は十二所果樹園の生命線でもあることから、令和4年度は、通行禁止の解除に向けて災害復旧工事に着手します。

令和2年7月に発生した笹目緑地における倒木事故の結果を真摯に受け止め、このような事故を再び起こすことがないよう、当会所有緑地を定期的に、かつ台風の接近等必要に応じて点検し、災害を未然に防止する観点に立ち、倒木等の危険のある樹木については、専門業者に委託して枝払い等必要な措置を行います。また、草刈が必要となる箇所についても、専門業者に委託して草刈り等必要な措置を行います。なお、この措置を行うにあたっては、近隣にお住いの方のご要望を伺い、その要望にできる限り沿うよう配慮します。

当会の常務理事が交替しても、当会所有緑地の維持管理に対する対応が変わることがないよう、理事会に維持管理の状況をまとめた緑地の維持管理報告書を報告することで、当会の理事が当会所有緑地の維持管理の状況を把握できるシステムを構築したことから、このシステムを確実に履行していきます。また、近隣にお住いの方からご要望があったときには、いつでも当会所有緑地の維持管理の状況を説明します。

令和4年度も「みどりのボランティア」や「普及啓発イベント」を実施しますが、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防ぐ観点に立って、そのときの状況に応じて適切に対応します。

国登録有形文化財（建造物）である坂井家住宅洋館は、文化庁所管の交付金、神奈川県や鎌倉市の補助金を活用して、老朽化が進んだ屋根及び外壁の修繕が完了して美観が向上したことから、引き続き公益利用の方法を検討します。

新たな会員や寄附の募集については、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを最大限活用することで、積極的に対応します。

2 事業内容

（1）緑地保全事業（定款第4条第1項第1号から第6号）

ア 所有緑地の保全・管理

十二所果樹園 5ha、御谷山林 1.5ha、笹目緑地 1.2ha 及び坂井家住宅緑地 0.3ha を適正に維持管理します。十二所果樹園は、会員、市民や企業ボランティアを募集して「みどりのボランティア」活動として行います。令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防ぐ観点に立ち、状況に応じて適切に対応します。

令和元年房総半島台風により甚大な被害を受けた十二所果樹園は、東西を結ぶ管理用通路の通行禁止の解除に向けて、災害復旧工事を専門業者に発注します。なお、ボランティアでは対応が困難な急斜面での危険木の枝払・伐採業務は専門業者に委託します。

同じく被害を受けた御谷山林は、計画的な維持管理を実施することを前提として、危険木の枝払・伐採業務や落石防止網設置工事を専門業者に発注します。

また、令和2年7月に倒木事故が発生した笹目緑地も、計画的な維持管理を実施することを前提として、危険木の枝払・伐採業務や平坦地の草刈業務を専門業者に委託します。

イ 史跡地及び寺院所有地の保全・管理の支援

所有者や管理者である鎌倉市を支援するため、史跡地、史跡を含む寺院所有地の山林及び緑地の維持管理を、会員、市民や企業ボランティアを募集して「みどりのボランティア」活動として行います。令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防ぐ観点に立ち、状況に応じて適切に対応します。

ウ 新たなトラスト緑地取得のための調査・研究

市内でトラスト緑地として保全が必要となる場所について情報を収集し、行政や専門家と協議しながら調査・研究を行います。

(2) 建造物等保全事業（定款第4条第1項第1号から第6号）

ア 大佛次郎茶亭の保存助成と公開

当会の保存建造物第1号で、鎌倉市の景観重要建築物等に指定されている大佛次郎茶亭（大正8年頃建築）は、新たな所有者の同意を得て保存建造物に指定したことから、保存助成金の交付と春・秋の一般公開を行います。

イ 坂井家住宅の保全と活用

坂井家住宅（昭和2年建築）は和風と洋風の建築が接合した趣のある建物で、国登録有形文化財（建造物）です。事務所として使用している洋館は、文化庁の交付金等を活用して、老朽化が進んだ屋根と外壁の修繕が完了し美観が向上しました。

坂井家住宅和館は、茶室の修繕が完了していることから、建築物の用途変更の手続きを進めます。

引き続き全体的な公益利用に向けて、耐震診断・耐震工事の実施も視野に入れ、検討を進めます。

ウ 歴史的建造物等の調査・研究

市内の歴史的建造物等の情報を収集し、行政や専門家と協議しながらその保全と利活用の方法を研究します。

(3) 普及啓発事業（定款第4条第1項第5号から第7号）

ア 緑地保全活動の推進と普及啓発

緑地の大切さや保全管理活動の必要性を広く周知するため、会員、市民や企業ボランティアを募集して「みどりのボランティア」を行います。令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防ぐ観点に立ち、状況に応じて適切に対応します。

イ ボランティア体験学習・環境学習の実施

令和4年度も市立中学校の卒業前の3年生を対象として、認定NPO法人鎌倉広町の森市民の会、NPO法人山崎・谷戸の会、NPO法人みどりのレンジャーや北鎌倉湧水ネットワークの協力を得て、環境保全の体験学習「中学生ボランティア」を行います。草刈りだけではなく、マイクロプラスチックについての講義や海岸での採集など、新たな試みを

継続するとともに、地球温暖化や持続可能な開発目標など、新たな話題についての座学やオンラインでの講義も学校側の要望に応じて対応します。

また、令和3年度に学校法人徳洲会と当会との間で締結した相互の連携及び協力に関する協定書に基づき、令和4年度も、湘南鎌倉医療大学の体験学習の授業の実施に協力します。

今後も、要請があれば、学校の生徒や、他市や他県からの体験・環境学習を積極的に受け入れるとともに、オンラインでの講義も実施します。

ウ 行政との協働事業

市内のハイキングコースを安全で快適な状況に維持することを目的として、鎌倉市と当会との協働事業で実施している「ハイキングコース・パトロール」は、令和4年度で15年目となる会員ボランティアが中心での活動となります。令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防ぐ観点に立ち、状況に応じて適切に対応します。

エ 普及啓発イベント等の実施

「古都鎌倉の緑と歴史探訪」、「歴史ウォーク座学」、「歴史ウォーク」、「お話サロン」、「梅即売会」、「藍染体験教室」、「家族で栗拾い」「クリスマスリース教室」及び「ナショナルトラストコンサート」を行い、幅広い世代の方々を対象に普及啓発に努めます。

また、会員の方からもご要望のあった「自然観察会（みどりウォーク）」を実施するとともに、雨天の場合に中止とするのではなくオンラインで実施します。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防ぐ観点に立ち、状況に応じて適切に対応します。

オ 広報活動

活動の普及啓発と情報発信のため、鎌倉駅地下道ギャラリー等を利用した展示を行います。

また、ホームページの運営管理や、機関誌「鎌倉風致保存会ニュース」及び会員会報「七くち五さろ」をカラー版で発行します。

Twitter、InstagramやYouTubeなど、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを最大限活用して情報を発信することで、次の世代を担う若い方々に当会の活動を周知し、活動への参加を促します。

カ 会員募集と寄付金・募金の募集

会員やボランティアへの参加者が減少傾向にあることから、ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスなどを最大限活用して新たな会員を積極的に募集します。

令和4年度は、ホームページからの入会手続きや寄付が可能になるようホームページを見直すとともに、クラウドファンディングなど、新たな手法でも寄付を募ります。

また、事務所応接室、市役所ロビー、市関連施設やイベント開催時の受付に募金箱を設置し、寄付を募ります。

キ 行政や他団体との協力

鎌倉市は平成28年に「歴史まちづくり法」による「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」の認定を受け、歴史的遺産と共生するまちづくりを目指し基盤を整えていく事業を展開

しています。引き続き当会も歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動等により歴史的風致の維持向上に寄与します。

また、鎌倉市は有形・無形の文化財を地域やテーマごとに認定する「日本遺産」にも認定され、そのまちづくりを支える「日本遺産いざ鎌倉協議会」に当会も参加し協力します。

さらに、鎌倉の世界遺産登録は一旦申請を取り下げ、4 県市による推薦書案作成に関する活動が休止となった状況ではありますが、これまで登録に向けて行ってきた景観や史跡保全の取り組みは当会の公益目的と合致しており、今後も「鎌倉の世界遺産登録をめざす市民の会」と連携・協力します。

令和4年度も鎌倉市と鎌倉市緑化まつり実行委員会主催の「鎌倉市緑化まつり」に参加し当会の活動の普及啓発に努めます。

(公社) 日本ナショナル・トラスト協会、(公財) かながわトラストみどり財団及び市内 NPO 法人等の関係団体ともイベントなどを通じて、連携・協力を深めて、さらなる普及啓発に努めます。